

第365回矢板市議会定例会

提出議案説明書

令和2年12月

矢板市

提出議案説明書

第365回矢板市議会定例会に提出いたしました議案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の定例会に提出いたしました議案は、補正予算4件、条例の一部改正6件、条例の廃止2件及びその他4件の計16件であります。

議案第1号 令和2年度矢板市一般会計補正予算（第7号）については、歳入歳出にそれぞれ2億9,660万円を追加計上し、予算総額を181億2,430万円に補正しようとするものであります。

以下、その概要につきまして、歳出からご説明申し上げます。

総務費におきましては、企画調整費及び賦課徴収費に係る経費を追加計上いたしました。

民生費におきましては、社会福祉総務費、障がい者福祉対策事業、障害者総合支援事業、生活困窮者自立支援事業等に係る経費を追加計上し、後期高齢者医療費に係る経費を減額いたしました。

衛生費におきましては、健康づくり事業、保健事業及び予防費に係る経費を追加計上いたしました。

農林水産業費におきましては、林業振興事業に係る経費を追加計上いたしました。

商工費におきましては、商業振興費及び観光費に係る経費を追加計上いたしました。

土木費におきましては、道路台帳整備費、橋りょう維持費、普通河川整備事業及び市営住宅管理事業に係る経費を追加計上いたしました。

消防費におきましては、防災活動推進事業に係る経費を追加計上いたしました。

教育費におきましては、小・中学校一般管理費、公民館費、保健体育総務費及び体育施設費に係る経費を追加計上いたしました。

また、職員給与費等についても、人事院勧告の実施に伴う期末手当等の減額のほか、時間外勤務手当の調整を行いました。

以上が歳出補正予算の概要であります。これらに係る財源につきましては、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金及び市債を追加計上し、諸収入を減額いたしました。

あわせて、債務負担行為及び地方債につきましても、所要の補正をしようとするものであります。

議案第2号 令和2年度矢板市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ2,647万5千円を追加計上し、予算総額を32億9,052万1千円に補正しようとするものであります。

歳入には、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を追加計上いたしました。

歳出には、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を追加計上いたしました。

議案第3号 令和2年度矢板市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出にそれぞれ2,425万円を追加計上し、予算総額を38億3,009万3千円に補正しようとするものであります。

歳入には、国民健康保険税、繰越金及び諸収入を追加計上し、県支出金及び繰入金を減額いたしました。

歳出には、総務費及び諸支出金を追加計上いたしました。

議案第4号 令和2年度矢板市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出にそれぞれ1,300万円を追加計上し、予算総額を4億1,682万4千円に補正しようとするものであります。

歳入には、後期高齢者医療保険料を追加計上し、繰入金を減額いたしました。

歳出には、総務費及び後期高齢者医療広域連合納付金を追加計上いたしました。

議案第5号 矢板市公告式条例の一部改正については、市民が掲示物を閲覧しやすい仕組みを作ることに伴い、3箇所の掲示場を1箇所に集約することとしたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第6号 矢板市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第7号 矢板市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正については、令和2年人事院勧告により、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたことに伴い、国に準じた改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第8号 矢板市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたこと等に伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 矢板市税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正については、地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第10号 矢板市営駐車場条例の一部改正については、片岡市街地整備事業に伴い、JR片岡駅周辺の市営駐車場の配置等について見直しを行った結果、片岡駐車場を廃止することとしたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第11号 矢板市児童館設置及び管理条例の廃止については、矢板市子ども未来館の設置に伴い、矢板東児童館を令和3年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第12号 矢板市デイサービスセンター設置条例の廃止については、公共施設再配置計画に基づき有償譲渡することに伴い、片岡デイサービスセンターを令和3年3月31日をもって廃止するため、条例を廃止するものであります。

議案第13号から議案第16号までの4議案については、公の施設の指定管理者の指定について、法の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

参 考 地 方 自 治 法 (抜 す い)

(公 の 施 設 の 設 置 、 管 理 及 び 廃 止)

第244条の2 第1項から第5項まで省略

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

以下省略

以上が、本定例会に提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重ご審議のうえ、議決されますようお願いいたします。